

就学支援金の継続をしない場合も、手続きしていただく必要があります。

過去に個人番号を入力して認定された方が対象となります。

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien オンライン申請手引き

～継続届出編～

「継続意向登録」「収入状況届出」を行うためのマニュアルです。

【申請〆切 7月12日】

目次

➤ 本書（継続届出編）の内容は、以下のとおりです。

- 1. 収入状況届出の流れ P.3
- 2. 操作説明
 - 2-1. e-Shienにログインする P.4
 - 2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する . P.5
 - 2-3. 収入状況の届出をする P.8

※本文中の画面表示は、一部古い場合があります。

- e-Shienへのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



- 操作手順の説明動画、FAQ等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



- 就学支援金制度の概要

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm



- 就学支援金制度（家計急変支援）の各種資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



1. 収入状況届出の流れ

e-Shienを利用した収入状況届出の主な流れは以下となります。

収入状況の届出(毎年7月頃)

申請者 (生徒)

学校から継続手続き開始の案内を受け取る



ログイン

継続届出編
4ページ



就学支援金を継続受給する意思が「ある or ない」(意向)の登録

継続届出編
5ページ

補足

保護者情報に変更がある場合とは、

- ・保護者の変更 (離婚・再婚など)
- ・課税地の変更 (令和5年中に引っ越した場合など)
- ・収入状況提出方法の変更
例：前は課税証明書で申請したが、今回は個人番号を入力して申請する
- ・生活扶助の受給有無の変更

継続支給を希望し、保護者情報に変更がある場合

変更手続編
5ページ

保護者等情報変更届出の提出

※過去に個人番号を提出済の場合、7ページで申請は完了します。

凡例

XXXX
○ページ

「XXXX(参照資料名)」の○ページ参照



e-Shienを使用する手順



システム外の手順

2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。

[5ページへ](#)

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、「日本語」または「English」が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。

• ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

ログインID通知書のサンプル

***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****					
発行日： 令和4年1月4日					
発行回数： 1					
1	<table border="1"><tr><td>ログインID (数字のみ)</td><td>11545683</td></tr><tr><td>パスワード (英字大文字・小文字、数字)*</td><td>4gUWRP4m</td></tr></table>	ログインID (数字のみ)	11545683	パスワード (英字大文字・小文字、数字)*	4gUWRP4m
ログインID (数字のみ)	11545683				
パスワード (英字大文字・小文字、数字)*	4gUWRP4m				
※「1」… 数字のイチ 「I」… 英小文字のエル 「I」… 英大文字のアイ 「0」… 数字のゼロ 「O」… 英大文字のオー 「o」… 英小文字のオー					
■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。 ■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。 ■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。 ■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。 ■他人に見せたり教えたりしないでください。					

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、受給を継続する意思が「ある or ない」(継続意向) を登録します。

学校から継続意向の再登録を依頼された場合や、継続意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ポータル画面

継続届出 ヘルプ

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
1 継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
家計急変継続審査 (1月)	家計急変による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

手順

- 1 ポータル画面の「継続届出」タブ内にある「継続意向登録」ボタンをクリックします。

6ページへ

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

2. 継続意向登録画面

継続意向登録



確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。 **必須**

- 1
- 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
 - 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。

継続意向確認

どちらかを選択してください。 **必須**

- 2
- 現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。
支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。
 - 受給権を放棄します。
資格消滅通知が送付されます。

保護者等情報の変更について

前回の申請時から保護者等に変動(離婚、死別、養子縁組等)はありますが。 **必須**

- 3
- ①あります。(②以外の理由)
以下のいずれかに該当する場合は、
・保護者等の変動(追加・削除)が生じる場合
・保護者等の課税地、収入状況提出方法等の情報を変更する場合
・専業主業による高等学校等就学支援金を受給しており、専業主業が解消する場合(②を選択することにより専業主業の対象外となります。)
過去の申請内容は、ホームページの「認定状況」の検索から確認してください。
 - ②あります。(専業主業)
以下のいずれかに該当する場合は、専業主業の解消と併せて専業主業による受給権を希望する場合に選択してください。
・離婚等の専業主業理由が生じる場合
・専業主業による高等学校等就学支援金を受給しており、保護者等の変動(追加・削除)、課税地、収入状況提出方法等の変更がある場合(保護者等の変動により専業主業が解消する場合は、①を選択してください。)
 - ③ありません。
保護者等の変動(追加・削除)、課税地、収入状況提出方法等のいずれも変更がない場合は、過去に個人番号を提出していない場合で、電話番号又はメールアドレスのみの変更の場合、こちらを選択してください。

4 **入力内容確認**

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 支給の継続を希望するかどうかを選択します。
 - ・就学支援金の**支給の継続を希望する場合**
➡上部：希望します。
 - ・保護者等の所得制限基準(世帯年収約910万円※)を超えている場合
 - ・上記のほかの理由により支給を希望しない場合
➡下部：受給権を放棄します。
- 3 保護者等の変更有無を選択します。
 - ・再婚等により**保護者等の変更がある場合**
 - ・保護者等の**課税地、収入状況提出方法、生活扶助の受給有無等に変更がある場合**
➡①あります。(②以外の理由)
 - ・**変更がない場合**
➡③ありません。
- 4 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成等によって異なります。

7ページへ

補足

電話番号又はメールアドレスを変更したいときには、**過去に個人番号を提出済**の場合、「①あります。(②以外の理由)」を選択してください。**個人番号を提出していない(自己情報や課税証明書を提出した)**場合には、「③ありません。」を選択してください。

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 継続意向登録確認画面

継続意向登録確認



継続意向確認

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

保護者等情報の変更について

ありません。

< 継続意向登録に戻る

1

本内容で登録する

手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

4. 継続意向登録結果画面

継続意向登録結果



以下の内容で登録されました。

中央の「続けて収入状況届出を行う」またはメニューの「収入状況届出」より、収入状況届出を行ってください。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	ありません。

< マイページに戻る

1

続けて収入状況届出を行う >

手順

- 継続意向の登録結果が表示されます。
- ・継続支給を希望し、過去に個人番号を提出済の場合
 - ・継続支給を希望しない場合
- ➡ 手続きは完了です。

※継続意向があり、保護者等に変更がある場合の画面 ↓

継続意向登録結果



以下の内容で登録されました。

中央の「続けて保護者等情報変更届出を行う」またはメニューの「保護者等情報変更届出」より、保護者等情報変更届出を行ってください。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	あります。

< マイページに戻る

1

続けて保護者等情報変更届出を行う >

補足

- ・誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。学校に連絡してください。
- I 過去に個人番号を提出済みの場合、表示されません。(ここで手続きは終了です。)